

# 令和8年度 高島市農業振興支援事業のご案内

## 【 問い合わせ先 】

高島市農業政策課（☎0740-25-8511）

レーク滋賀農業協同組合 今津営農経済センター（☎0740-22-4545）

//

安曇川営農経済センター（☎0740-32-1260）

※各種補助金等については、いずれも市の予算の範囲内で交付するものです。

※補助申請から補助事業実施までは1か月以上の期間が必要です。

## 1. 学校給食野菜供給拡大事業 お問い合わせ先：高島市農業政策課

野菜を継続的に生産する農業者を応援し、学校給食への供給拡大を図るため、学校給食センターに納品した野菜の量に応じて補助金を交付します。

【補助要件】……………野菜を生産し、学校給食センターへ供給すること。

【補助単価】……………10アール当たり 30,000円以内

（供給した野菜の重量をもとに、面積に換算します。）

【補助対象者】……………農業者（個人・団体を問わず）等

（例）玉ねぎを年間1回作付し400kgを学校給食センターへ供給した場合

$\frac{400\text{kg}}{\text{総重量}} \div \frac{1,864\text{kg}}{\text{基準単収 10a 当り}} \times 30,000\text{円} \div 6,430\text{円}$ （10円未満切り捨て）



## 2. 耕畜連携土づくり事業 お問い合わせ先：農業協同組合営農担当 高島市農業政策課

資源循環を図るため、畜産農家と耕種農家が連携し、家畜の排せつ物から生産された堆肥を田畑に散布した場合、その散布面積に応じて助成金を交付します。

【助成単価】

堆肥散布面積に応じて、10アール当たり3,000円を助成します。

（経営所得安定対策の耕畜連携助成対象水田は対象外です。）

【助成対象者】……………農業協同組合



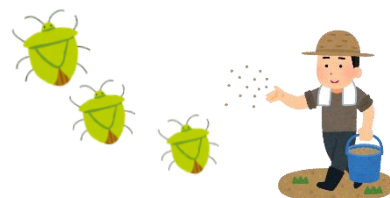
## 3. 農薬飛散低減対策事業 お問い合わせ先： 病害虫防除協議会事務局（農業協同組合内） 高島市農業政策課

各病害虫防除協議会が行う水稻共同防除において、農薬の飛散を防止するために豆粒剤・粒剤農薬を使用する場合、その防除面積に応じて助成金を交付します。

【助成単価】

豆粒剤・粒剤農薬防除（水稻のカメムシ防除）面積に応じて、10アール当たり1,000円を助成します。

【助成対象者】……………病害虫防除協議会



【裏面へ続く】

# 4.たかしま野菜等生産拡大事業

お問い合わせ先：  
高島市農業政策課

野菜等園芸作物の周年栽培のためのパイプハウスの整備や、果樹全般の苗木の新植や改植を行う場合、その費用の一部を補助します。

## パイプハウスの整備・先進技術導入

- ① 1棟 **50㎡以上**のパイプハウスを新たに整備し、栽培規模を拡大する場合、費用の一部を補助します。(ただし、水稻の育苗ハウスやハウスの更新は対象外です。)
- ② パイプハウス内で少量土壌培地耕等の先進技術を導入する場合、費用の一部を補助します。



【補助対象者】……農業者(個人・団体を問わず)等

【補助率】……総事業費における自己負担額の1/2以内

(補助上限額①3,750円/㎡、②2,500円/㎡、限度額①②とも各150万円/事業主体)

## 簡易棚(ぶどう・いちじく)の整備

一定の面積(ぶどう**200㎡**・いちじく**250㎡**)以上の簡易棚を新たに整備し、栽培規模を拡大する場合、費用の一部を補助します。

【補助対象者】……農業者(個人・団体を問わず)等

【補助率】……総事業費における自己負担額の1/2以内

(補助上限額:1,000円/㎡、限度額:ぶどう50万円・いちじく62.5万円/事業主体)

## 根域制限栽培技術等の整備

一定の本数(ぶどう**8本**・いちじく**200本**)以上の根域制限栽培技術(灌水施設を含む)を新たに整備する場合、費用の一部を補助します。

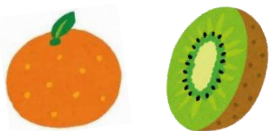
【補助対象者】……農業者(個人・団体を問わず)等

【補助率】……総事業費における自己負担額の1/2以内

	補助上限額	限度額
ぶどう	12,000円/本	24万円
いちじく	950円/本	47.5万円



## 果樹の新植・改植(※国の補助事業の対象となるものは除く)



産地としての定着を目的に行う1か所**5アール以上**の果樹全般の新植または改植を行う場合、費用の一部を補助します。

【補助対象者】……農業者(個人・団体を問わず)等

【補助率】……総事業費における自己負担額の1/3以内

(補助上限額:100円/㎡)

## 野菜栽培機械の整備

野菜栽培機械の導入にかかる費用の一部を補助します。

【補助対象者】……農業協同組合、農業者で構成する団体

【補助率】……総事業費における自己負担額の1/2以内

(限度額:50万円/事業主体)

